

いわき市発注の総合評価方式 一般競争入札への参加の流れ

総合評価方式は一般競争入札における方式ですので、「いわき市発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて」と併せてご覧ください。

令和7年4月1日

(5/16 修正)

いわき市契約課

電 話 0246 (22) 7419

FAX 0246 (22) 1251

目 次

1 総合評価方式の概要【P 1～P 2】

- (1) 総合評価方式とは
- (2) 総合評価の方法
- (3) 落札者等の決定
- (4) 対象工事
- (5) 総合評価方式の型式
- (6) 低入札価格調査制度

2 評価項目と配点【P 3～P 6】

- (1) 簡易型の評価項目及び配点並びに評価基準及び評価点
- (2) 標準型の評価項目及び配点並びに評価基準
- (3) 特別簡易型の評価項目及び配点並びに評価基準

3 実際の手続き【P 7～P 12】

- (1) 公告、設計図書及び様式について
- (2) 提出書類の作成
- (3) 郵送
- (4) 技術評価点の採点
- (5) 開札
- (6) くじ引き
- (7) 低入札価格調査
- (8) 再度の入札
- (9) 入札結果の公表

4 無効及び失格事由【P 13】（「入札心得（総合評価・郵便用）」より抜粋）

- (1) 無効事由
- (2) 失格事由

5 資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について【P 14】

- (1) 資本関係又は人的関係にある者の申告
- (2) 「資本関係又は人的関係に関する申告書」の提出

6 契約にあたっての留意事項【P 15】

- (1) 配置予定技術者について
- (2) 主任技術者等を配置できない場合の措置

7 工事の実施【P 16】

- (1) 履行義務
- (2) 履行できなかった場合の措置

資料

- (1) 総合評価方式の申請等に係る留意事項（P 17～30） ※必ず確認してください
- (2) 総合評価方式の入札参加に係る郵送手続について（P 31）
- (3) 総合評価方式について寄せられた質問への回答（P 32～33）

1 総合評価方式の概要

(1) 総合評価方式とは

価格だけで評価する落札方式（価格競争方式）と異なり、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定により、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格と価格以外の要素を総合的に評価する落札方式のことです。

【参考法令 地方自治法施行令】

第一六七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(2) 総合評価の方法

入札参加者が提出した申請書等に基づき各評価項目を点数化した得点の合計（標準型については 63.5 点、簡易型については 43.5 点、特別簡易型については 28.5 点を上限とする。以下「加算点」という。）に標準点である 100 点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を入札参加者の入札金額で除して得た数値の大小をもって行います。

【評価値算出方法】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点（100 点）＋加算点）}}{\text{入札金額}} \times 1,000,000$$

※ 評価値を算出する式の「×1,000,000」は評価値を見やすくするためのもの。

(3) 落札者等の決定

落札者及び落札候補者（以下「落札者等」という。）は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、上記(2)により得られた評価値が最も高い者とし、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより決定します。

【落札者決定の例】

評価項目	配点	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社
加算点合計 (A)	59.5 点	40.5 点	42.0 点	42.5 点	30.0 点	36.0 点
標準点 (B)	100.0 点	100.0 点	100.0 点	100.0 点	100.0 点	100.0 点
技術評価点 (C=A+B)	159.5 点	140.5 点	142.0 点	142.5 点	130.0 点	136.0 点
順位		3	2	1	5	4

入札価格 (D)	178,000,000	187,000,000	190,000,000	175,000,000	176,000,000
順位	3	4	5	1	2

評価値 (E=C÷D) × 1,000,000	0.7893	0.7594	0.7500	0.7429	0.7727
順位	1	3	4	5	2

入札結果	落札	—	—	—	—
------	----	---	---	---	---

(4) 対象工事

いわき市建設工事に係る一般競争入札実施要綱の規定に基づき「一般競争入札」を実施するもののうち、いわき市建設業者等選定委員会が「総合評価方式の適用が必要と認めたもの」が対象工事となります。

(5) 総合評価方式の型式

総合評価方式の型式及び、それぞれの型式を適用する対象工事は次のとおりです。

型式	評価項目	加算点	適用区分
標準型	簡易型の評価項目に加えて品質確保・向上等の施工上の技術提案を評価（全 25 項目）	最大 63.5 点	設計金額 1 億 5,000 万円以上の対象工事
簡易型	簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績などを評価（全 24 項目）	最大 43.5 点	設計金額 5,000 万円以上の標準型以外を対象工事
特別簡易型	同種・類似工事の経験、工事成績などを評価（全 14 項目）	最大 28.5 点	設計金額 3,000 万円以上 5,000 万円未満の対象工事

※総合評価方式の適用が必要であると認める工事のみ

(6) 低入札価格調査制度

総合評価方式で行う案件については、最低制限価格制度ではなく、低入札価格調査制度を適用して落札者を決定します。

① 低入札価格調査制度

落札者となるべき者の入札金額が次の②の調査基準価格を下回った場合、その者により契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるかどうかについて、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であるかどうかについて調査し、当該契約の内容に適応した履行がされない恐れがあると認められる場合には、当該入札者を落札者とししない制度となります。

② 調査基準価格

調査基準価格は、①の低入札価格調査を行う必要を認める基準となる価格です。

総合評価で評価値の最も高い者の入札金額が調査基準価格未満である場合、低入札価格調査に移行します。

③ 失格基準

失格基準は、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると判断する基準です。

総合評価で評価値の最も高い者の入札金額が調査基準価格を下回っている場合、入札書と共に提出した工事費内訳明細書における工事費構成費目が、いわき市低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）第 4 条の規定に基づく各工事費構成費目に応じた失格基準の金額に満たない場合は「失格」となります。

2 評価項目と配点

※1～※5の内容は、対象案件ごとに定めた上で、入札公告において提示します。

番号	項目	左記の項目の具体的内容
※1	同種・類似工事	【例】土木一式工事 施工延長〇〇m以上、幅員〇〇mm以上及び排水工の施工延長〇〇m以上の工事に限る。
※2	同工種工事	【例】土木一式工事
※3	指定部門における優良工事表彰	【例】土木部門
※4	指定する資格	【例】1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士
※5	いわき市内の指定区域	【例】平地区

(1) 「簡易型」の評価項目及び配点並びに評価基準及び評価点

① 企業の技術力（10点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
「施工実績」 過去15年間の公共工事における同種・類似工事（※1）の施工実績の有無	2点	施工実績あり	2点
		施工実績なし	0点
「工事成績」 過去5年間のいわき市発注の同工種工事（※2）における工事成績評定点の平均点	4点	75点以上	4点
		73点以上75点未満	3点
		70点以上73点未満	2点
		65点以上70点未満	1点
		65点未満 又は同工種工事の施工実績なし	0点
「優良工事表彰」 過去15年間のいわき市発注の指定部門における優良工事表彰（※3）の受賞実績の有無	1点	受賞実績あり	1点
		受賞実績なし	0点
「品質管理」 ISO9001又はJISQ9001の認証取得状況	1点	取得している。	1点
		取得していない。	0点
「安全管理」	1点	過去10年間に、企業として国又は国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰の受賞実績あり	1点
		受賞実績がない場合で、建設業労働災害防止協会へ加入している	0.5点
		上記以外	0点
「建設キャリアアップシステムの利用」	1点	利用している	1点
		利用していない	0点

② 配置予定技術者の技術力（5点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
「施工実績」 過去 15 年間の公共工事における同種・類似工事（※ 1）の施工実績の有無	2 点	監理技術者又は主任技術者としての施工実績あり	2 点
		資格を有する現場代理人としての施工実績あり	1 点
		施工実績なし	0 点
「保有する資格」	2 点	指定する資格（※ 4）を保有している。 （1 級施工管理技士又は技術士等）	2 点
		指定する資格（※ 4）を保有している。 （2 級施工管理技士又は技能士等）	1 点
		上記以外	0 点
「資格（※ 4）の保有年数」	1 点	10 年以上	1 点
		10 年未満	0 点

③ 地域貢献等（18.5 点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
「環境への配慮」	1 点	I S O14001 又は J I S Q14001 の認証を取得している。	1 点
		I S O14001 又は J I S Q14001 の認証を取得していないが、エコアクション 21 の認証を取得している。	0.5 点
		上記以外	0 点
「市内業者の活用」	2 点	市内業者にあつては、当該工事の請負金額の 80%以上を市内業者により施工(資材購入等を含む。)	2 点
		市外業者にあつては、当該工事の請負金額の 50%以上を市内業者により施工(資材購入等を含む。)	1 点
		上記以外	0 点
「市内の工事实績」 過去 15 年間のいわき市内における公共工事の施工実績の有無	1 点	施工実績あり	1 点
		施工実績なし	0 点
「入札参加者の所在地」	1.5 点	入札参加者の本店又は本社が、いわき市内の指定区域（※ 5）内にある。	1.5 点
		入札参加者の本店又は本社が、いわき市内の指定区域（※ 5）外にある	1 点
		入札参加者の委任先としている支店又は営業所が、いわき市内にある。	0.5 点
		上記以外	0 点

「地域活動」 市内における過去３年以上継続したボランティア活動又は地域づくり活動の実績の有無	1 点	実績あり	1 点
		実績なし	0 点
「次世代育成支援」 福島県次世代育成支援企業認証制度における「働く女性応援」若しくは「仕事と生活の調和」の認証又はいわき市女性活躍推進企業認証制度における認証取得の有無	1 点	「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	1 点
		「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	0.5 点
		「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」のいずれの認証も取得していないが、いわき市女性活躍推進企業認証制度における認証を取得している。	0.3 点
		上記以外	0 点
「消防団への協力」	1 点	いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている。	1 点
		いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けていないが、いわき市消防団に１年以上加入している者を１名以上雇用している。	0.5 点
		上記以外	0 点
「献血への協力」	1 点	いわき市における献血協力事業者である。	1 点
		いわき市における献血協力事業者でない。	0 点
「市県民税の特別徴収」 いわき市民を雇用している場合において、その者に対する市県民税の特別徴収の実施	1 点	特別徴収を行っている。	1 点
		特別徴収を行っていない。	0 点
「雇用状況」 障がい者の雇用について、次のいずれかに該当する場合（２項目までの評価とする。） ア 法定義務のある企業にあっては法定雇用率以上の障がい者雇用が、法定義務のない企業にあっては障がい者雇用がある。 イ いわき市内において過去１年以内に新卒者又は離職者を１名以上雇用（正規雇用）している。 ウ いわき市内における従業員数（正規雇用）が１年前より１名以上増えている。	2 点	２項目に該当する。	2 点
		１項目に該当する。	1 点
		上記以外	0 点
「災害時の協力」 次のいずれかに該当する場合 ア いわき市内で過去３年間に災害時の出動実績がある。	3 点	ア及びイに該当する。	3 点
		アにのみ該当する。	2 点
		イにのみ該当する。	1 点

イ いわき市内が協定の範囲に含まれている災害時の応援協定をいわき市と締結している。		上記以外	0 点
「維持補修等の実績」 いわき市発注の維持補修業務等の実績について、次の項いずれかに該当する場合 ア 道路維持補修業務若しくは下水道管路施設修繕を受注し、履行した。 イ 除雪業務を受注した。	2 点	過去 3 年間にア又はイの実績がある。	2 点
		過去 3 年間の実績はないが、過去 5 年間にア又はイの実績がある。	1 点
		上記以外	0 点
「健康経営」 ふくしま健康経営優良事業所の認定を取得している	1 点	取得している	1 点
		取得していない	0 点

〈注〉「指定区域」とは、次に掲げるいわき市の区域の区分に基づき、入札公告で示す工事場所が存する区域をいう。

- ア 平地区
- イ 小名浜地区
- ウ 勿来地区及び田人地区
- エ 常磐地区及び遠野地区
- オ 内郷地区、好間地区及び三和地区
- カ 四倉地区、久之浜地区及び大久地区
- キ 小川地区及び川前地区

④ 品質確保等の確実性（10 点）

評価項目	配点	評価基準等
「低入札調査基準価格以上の応札」	5 点	基準価格以上 5 点、基準価格未満 0 点
「施工計画の適切性」	上限 5 点	内容により 5 点を上限として評価

(2) 「標準型」の評価項目及び配点並びに評価基準

※ 簡易型の評価項目及び評価基準に次の項目を加えます。

⑤ 技術提案（20 点）

評価項目	配点	評価基準
「技術提案」	上限 20 点	内容により 20 点を上限として評価

(3) 「特別簡易型」の評価項目及び配点並びに評価基準

※ 簡易型の評価項目及び評価基準から、次の項目を除きます。

- ① 企業の技術力のうち「建設キャリアアップシステムの利用」
- ③ 地域貢献等のうち「環境への配慮」、「市内の工事实績」、「地域活動」、「次世代育成支援」、「献血への協力」、「市県民税の特別徴収」、「雇用状況」、「健康経営」。
- ④ 品質確保等の確実性のうち「施工計画の適切性」。

3 実際の手続き

※ 総合評価方式は一般競争入札における入札方式のひとつですので、「いわき市発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて」と併せてご確認ください。

(1) 公告、設計図書及び様式について

① 公告の閲覧

市の掲示場、契約課窓口及び、市ホームページに掲載します。

② 設計図書の調達

公告に示す販売所での購入又は契約課での貸出により設計図書を調達し、証明書を入手してください。

③ 提出書類の様式

市ホームページにて、価格競争方式一般競争入札と共通する入札書や工事費内訳明細書などの様式（次の(2)－①）に加えて、総合評価方式に関する様式（次の(2)－②）を、公告の関係ファイルとして掲載しますので、ダウンロードしてご使用ください。

(2) 提出書類の作成

初度の入札にご提出いただく書類は、次の①、②及び③のとおりです。

※ 提出された書類については、次のように取り扱います。

- ・申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする
- ・申請書等の返却は行わない
- ・原則として、提出後における申請書等の変更、差替え及び再提出は認めない

① 中封筒に入れて提出する書類（以下「入札書等」という。）

書類	提出の要否
入札書	○
設計図書の調達を証明するものとして、次のいずれかの書類の原本又はその写し ア 設計図書等購入申込書兼購入証明書 イ 設計図書等貸出申込書兼借受証明書 （以下「設計図書の調達を証明する書類」という。）	○
「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写し （開札日現在で有効なものをいわき市に提出している場合は免除。）	△ 必要な場合
工事費内訳明細書	○

② 外封筒に入れて提出する書類（以下「申請書等」という。）

ア 書類の種類

総合評価方式の型式によって、提出する書類が異なります（公告に明記します。）。

申請書等及び、関係調書に添付する資料の作成にあたっては、「資料(1)総合評価方式の申請等に係る留意事項」をご確認ください。

様式	書類	提出の要否		
		標準型	簡易型	特別簡易型
—	上記①の中封筒	○	○	○
第2号様式	技術評価点申請書	○	○	○
第3号様式	企業の技術力に関する調書	○	○	○
第4号様式	配置予定技術者の技術力に関する調書	○	○	○
第5号様式	地域貢献等に関する調書	○	○	○
第6号様式	施工計画に関する調書	○	○	
第7号様式	技術提案に関する調書	○		
—	第2号様式において、資本関係又は人的関係に該当すると申告した場合は「資本関係又は人的関係に関する申告書」	○	○	○
—	第3号様式から第6号様式の記載内容を証明するための添付書類	○	○	○
—	第7号様式に添付するA3判までの図面（片面刷り）1枚	任意		

※ 様式はいわき市建設工事に係る総合評価方式実施要綱に規定する様式名称

※ 第2号様式について、共同企業体で参加する場合は「第2号様式の2」を使用すること

イ 提出時の留意事項

上記②の表中「第3号様式から第6号様式の記載内容を証明するための添付書類」及び「第7号様式に添付するA3判までの図面（片面刷り）1枚」については、それぞれ関連する調書にステープル、クリップ等で留めて提出してください。

③ 特定建設工事共同企業体協定書

特定建設工事共同企業体（JV）での参加を希望される方は、公告で指定する日までに「特定建設工事共同企業体協定書」の提出が必要となります。

詳しくは「いわき市発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて」をご確認ください。

(3) 郵送

① 郵送用封筒の作成

総合評価方式における郵送用封筒は、「中封筒」及び「外封筒」を作成し、中封筒を外封筒に入れ、二重封筒の状態でご提出いただく必要があります。

中封筒及び外封筒にそれぞれ入れるべき書類の区分については、3-(2)-①及び②に示すとおりです。指定の区分に沿って書類が封入されない場合、入札は無効となりますので、間違えることのないよう、よくご確認ください。

※ 封筒の作成手順については「資料(2)総合評価方式の入札参加に係る郵送手続きについて」に図解していますので、併せてご確認ください。

また、外封筒を開封する際、誤って中封筒まで開封してしまうのを防ぐため、中封筒は外封筒より小さいものを使用してください。

② 郵送方法

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法により、郵送してください。

郵送先・郵送期日については、入札公告文で確認してください。

郵送方法の詳細は、「いわき市発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて」をご確認ください。

(4) 技術評価点の採点

郵送期間終了後から開札日までの間に、外封筒を開封し、提出された申請書等について評価を行います。入札書等を封入した中封筒については、開札日まで契約課で保管します。

(5) 開札

中封筒を開封し、入札書等の内容を確認した後に、総合評価方式に基づく確認を行います。

① 評価値の算出

各入札者の入札金額が調査基準価格を下回っているかどうかを確認し、1-(2)の方法により評価値及び順位を決定します。

ただし、入札参加資格を有しない者及び予定価格を上回る入札金額を入札書に記載した者については、評価値の算出を行いません。

② 落札者又は落札候補者の決定

評価値の最も高い者の入札金額が調査基準価格を下回っているばあいは、3-(7)の低入札価格調査に移行します。評価値の最も高い者の入札金額が調査基準価格を上回っている場合は、その者を落札者又は落札候補者に決定します。

③ 事後審査

入札参加資格に入札後審査資格（一定の施工実績や技術者の経験等）があるため開札中に落札者を決定することができない場合は落札候補者を決定し、入札執行後に資格の審査を行い、その後落札者を決定します。

(6) くじ引き

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者等を決定します。

くじの対象者に入札金額が調査基準価格を下回った者がいる場合は、初めにくじで落札者等となる順位を決定します。くじの結果、第1位の者の入札金額が調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査に移行します。

くじの方法は「いわき市発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて」（郵便入札）によるものとします。

(7) 低入札価格調査

最も評価値の高い入札者の入札金額が「調査基準価格」を下回っている場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施します。

ア 最も評価値の高い入札者の**入札金額が「調査基準価格」を下回っている場合**は、当該入札者の工事費内訳明細書における工事費構成費目が低入札調査要綱第4条に規定に基づく各工事費構成費目に応じた失格基準の金額を下回るかどうかを確認します。

失格基準を下回っている場合

イ 当該入札者を失格とします。

ウ 総合評価の評価値が、次順位の入札者の入札金額が調査基準価格を下回るかどうかを確認します。

- ・ 次順位の入札者の入札金額が調査基準価格を上回っている場合は、次順位者を落札者とします。
- ・ 次順位の入札者の入札金額が調査基準価格を下回っている場合は、アから順に確認します。

失格基準を上回っている場合

エ 当該入札者に低入札価格調査を実施します（(7)-①）。

オ 当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査します。

履行不可能

カ 当該入札者を失格とします。

履行可能

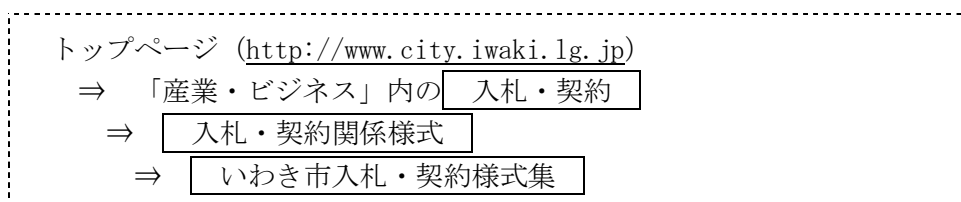
キ 当該入札者を落札者とします。

① 低入札価格調査に係る資料の提出依頼

調査の対象となった者（以下「調査対象者」という。）に対して、調査に必要な資料（以下「調査資料」という。）の提出を依頼し、提出期限等必要事項を連絡します。

② 様式の調達

調査対象者は、市ホームページから必要な様式をダウンロードし、指定した日時までに調査資料を作成して工事担当課へ提出してください。



③ 提出資料の作成

調査のためにご提出いただく書類は、次のとおりです。

様式	書類
第1号様式	その価格により入札した理由
第2号様式	直接工事費（細別レベルまで）及び諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の詳細内訳
(添付書類)	積算の根拠となる見積りなどがあれば添付すること。
第3号様式	契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況
(添付書類)	対象工事現場付近（半径10km程度）における手持ち工事があれば、工事名、施工場所を記載した図面（縮尺は任意）を添付すること。
第4号様式	契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
第5号様式	契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的要件）
第6号様式	手持ち資材の状況
第7号様式	手持ち機械・設備の状況
第8号様式	資材の購入先及び入札者との関係
(添付書類)	購入（予定）先業者と特別な関係がある場合は、関係を証明する規約及び登録書等を添付すること。
第9号様式	労務者の確保や配置内容
第10号様式	過去に施工した公共工事名及び公共工事の施工成績
第11号様式	経営状況及び信用状況
(添付書類)	次の書類を添付すること。 1 直前3年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書（財務諸表） 2 直前3年の各営業年度における工事施工金額の分かる資料 3 いわき市内に主たる営業所を有する者及びいわき市外に主たる営業所を有する者でいわき市内に支店・営業所を有する者は、法人市民税（個人の場合には市県民税）に係る納税証明書 4 いわき市外に主たる営業所を有する者でいわき市内に支店・営業所を有さない者は、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

※様式はいわき市低入札価格調査制度実施要綱に規定する様式名称。

なお、調査に必要な場合は、ヒアリングを行うほか、追加資料の提出等を求めることがあります。

調査対象者がヒアリングに協力的でない場合、または調査資料及び追加資料の提出を求めた場合において、指定した日時までに提出がない場合は、当該調査対象者を「失格」とします。

④ 提出された書類を元に行った調査等の結果、調査対象者を「失格」とした場合は、調

査対象者の次に評価値が高い入札者（以下「次順位者」という。）を落札者とします。

ただし、次順位者の入札金額が「調査基準価格」を下回っている場合は、次順位者を調査対象者として調査を行い、**落札者が決定するまで同様の調査を行います。**

なお、調査には1者あたり2～3週間を要する見込みです。

(8) 再度の入札

初度の入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、郵送等により再度の入札を行います。

① 再度の入札における提出書類

再度の入札にご提出いただく書類は、次のとおりです。

書類
入札書
工事費内訳明細書

総合評価方式による場合においては、入札金額のみならず、各工事費構成費目についても確認が必要となることから、通常の価格競争方式一般競争入札と異なり、「入札書」に加え、新たな「工事費内訳明細書」を提出いただくことになります。

工事費内訳明細書が添付されない場合、不備により入札無効となりますので、必ず添付してください。

なお、技術評価点申請書及び関係調書については、改めての提出は必要ありません。

また、再度の入札においては、二重封筒により提出する必要はありません。

② 再度の入札における提出方法

提出方法は、入札公告文をご確認ください。

(9) 入札結果の公表

① 総合評価方式の結果

入札結果及び評価結果は、契約課（本庁舎7階）で閲覧に供するとともに、市ホームページで公表します。

② 調査基準価格を下回った入札が行われ、低入札価格調査を実施した場合の公表内容

ア 開札後

開札の結果、低入札価格調査に移行する場合は、その旨を契約課窓口及び市ホームページにて公表します。（期間は、落札決定の日の翌開庁日から1年間）

イ 落札者決定後

調査基準価格を下回った入札者名については、入札結果と併せて公表します。

調査の結果については、原則として、入札結果と併せて公表します。

ただし、公表することによって調査対象者に著しい不利益を与える内容又は契約の履行及び他の入札の執行に支障を来すおそれがあるものについては、この限りではありません。

4 無効及び失格事由（「入札心得（総合評価・郵便用）」より抜粋）

(1) 無効事由

- ア 開札日に、公告に定める入札参加資格を有しない者及び有効な経営事項審査結果を得ていない者が行った入札
- イ 公告日から開札日までの間に、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止基準による指名停止を受けた期間がある者が行った入札
- ウ 入札書等を提出しない者又は入札書等に未記入等の不備があった者が行った入札（再度の入札についても同様とする。）
- エ 内訳書の工事費計の金額と入札書の記載金額が一致しない入札（内訳書における1万円未満の金額の端数処理（切下げ、切上げ）を行った場合を除く。）
- オ 設計図書を入手していない者が行った入札
- カ 入札書を郵送する前に入札保証金を納付すべき者が納付しないで行った入札
- キ 記名押印を欠く入札
- ク 金額を訂正した入札
- ケ 誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札
- コ 同一の郵便入札参加者が2以上の入札書等を提出した入札
- サ 金額欄に「0円」と記載された入札
- シ 入札書等に記載の工事名等と封筒に記載の工事名等が一致していない入札
- ス 入札書等が同封されていない入札
- セ 中封筒又は外封筒に、宛先及び差出人の表示がない入札
- ソ 中封筒又は外封筒に、入札担当課が開封を執行する時限以前に開封されている形跡が認められる入札
- タ 再度の入札における前回の最低入札価格以上の入札
- チ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- ツ いわき市郵便入札実施要綱（令和3年3月2日制定）、公告に違反して入札書を提出した入札
- テ その他市長が指定した事項に違反した入札

(2) 失格事由

- ア 低入札調査要綱第6条に規定する低入札調査（以下「調査」という。）において、入札価格のうち、内訳書における工事費構成費目のいずれかが、低入札調査要綱の規定に基づく各工事費構成費目に応じた失格基準の金額に満たない金額を記載した調査対象者
- イ 指定した日時までに調査にかかる資料を提出しない調査対象者
- ウ 調査に必要なヒアリングに協力的でない調査対象者
- エ 調査に必要な追加資料の提出を求めた場合において、指定した日時までに追加資料を提出しない調査対象者。
- オ 調査又は、調査の結果を受けて開催するいわき市建設業者等選定委員会における審議の結果、当該契約の内容に適合した履行が確保できないと認められた調査対象者
- カ その他市長が指定した失格とする基準に該当する者

5 資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について

令和6年4月1日以降に公告する案件から、資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加が制限されます。

「資本関係又は人的関係にある者」の考え方については、市公式ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約制度改善等のお知らせ」→「いわき市の制度改善等のお知らせ」→「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」）を確認してください。「資本関係又は人的関係に関する申告書」等の書式についても、上記ホームページからダウンロードして使用してください。

(1) 資本関係又は人的関係にある者の申告

- 入札参加者は、「いわき市入札参加有資格者名簿（建設工事の部）」に登録された者で、資本関係又は人的関係にある者の有無を、「技術評価点申請書（第2号様式）」で申告してください。「いわき市入札参加有資格者名簿（建設工事の部）に登録された者」とは、同一の入札案件に参加する者に限らず、名簿に登録された全ての者を指します。

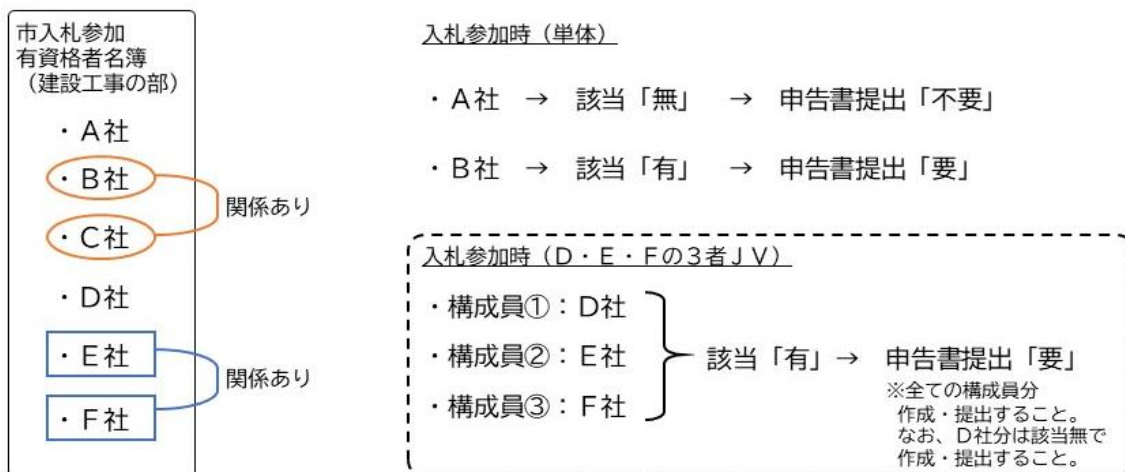
同一の入札案件に参加しない者であっても資本関係又は人的関係にある者が名簿に登録されている場合は、該当「有」で申告してください。

- 共同企業体（JV）として入札に参加する者（全ての構成員）においても、単体企業で参加する者と同様に申告が必要です。この場合、「技術評価点申請書（第2号様式の2）」の申告欄は、構成員のうち1者でも「名簿」に登録された者で、資本関係又は人的関係にある者がいる場合は、該当「有」で申告してください。

(2) 「資本関係又は人的関係に関する申告書」の提出

- (1)において、該当「有」と申告した場合は、「資本関係又は人的関係に関する申告書」を作成し、「技術評価点申請書（第2号様式）」に添付して提出してください。

なお、共同企業体（JV）で該当「有」の場合は、単体では該当「無」である構成員を含めた全構成員分の申告書の作成及び提出が必要となります。



※ (2)で提出する「申告書」の内容が、既に契約課へ届け出られている資本関係又は人的関係に関する申告の内容と異なる場合、(2)とは別に市契約課へ「資本関係又は人的関係に関する申告書（変更届）」を提出する必要がありますのでご注意ください。

6 契約にあたっての留意事項

(1) 配置予定技術者について

落札者は、入札時に提示した配置予定技術者を、当該工事における「主任技術者」または「監理技術者」（以下「監理技術者等」という。）として配置するものとし、**変更は原則として認めません。**

ただし、配置予定技術者が監理技術者等となるために必要な資格等（以下「必要資格等」という。）を有しないと認められる等、監理技術者等として配置することができない場合は、**次の①及び②を満たす者を配置するものとします。**

また、配置予定技術者が、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、変更が真にやむを得ないと認められる場合は、変更後の技術者が次の①及び②を満たす場合にのみ変更を認めるものとします。

- ① 必要資格等を有し、当該工事における監理技術者等として配置することが可能である者であること。
- ② 提示した配置予定技術者と同点以上の評価（同じ評価項目での得点とは限定しない。）を得られること。

落札者は、契約締結までに、変更後の技術者を評価するために必要な確認書類を提出願います。

※ 配置予定技術者は、当該工事を施工するうえで、建設業法等の法令規則に違反しない者でなければなりません。

(2) 監理技術者等を配置できない場合の措置

監理技術者等を配置できない等の理由により、契約締結期限（原則、落札決定の日から7開庁日以内）までに契約を締結することができない場合は、いわき市建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱の規定に基づく**指名停止措置の対象となります。**

7 工事の実施（契約の履行）

(1) 履行義務

落札者が入札時に提示した次の項目のうち、評価された内容については、当該工事の契約内容の一部として履行義務が生じます。

- ① 企業の技術力に関する調書（第3号様式）中「建設キャリアアップシステムの利用の有無」
- ② 地域貢献等に関する調書（第5号様式）中「市内業者の活用」
- ③ 施工計画に関する調書（第6号様式）の記載内容
- ④ 技術提案に関する調書（第7号様式）の記載内容

(2) 履行できなかった場合の措置

履行ができなかった場合は、いわき市と受注者の責任の分担とその内容を明らかにした上で、受注者の責による場合には、次のとおり取り扱われます。

① 入札参加資格制限措置

内容に応じ、いわき市建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱の規定に基づく指名停止措置の対象となります。

② 工事成績評定点

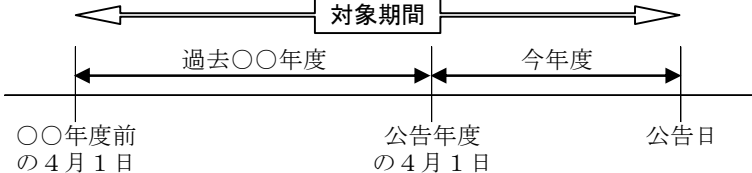
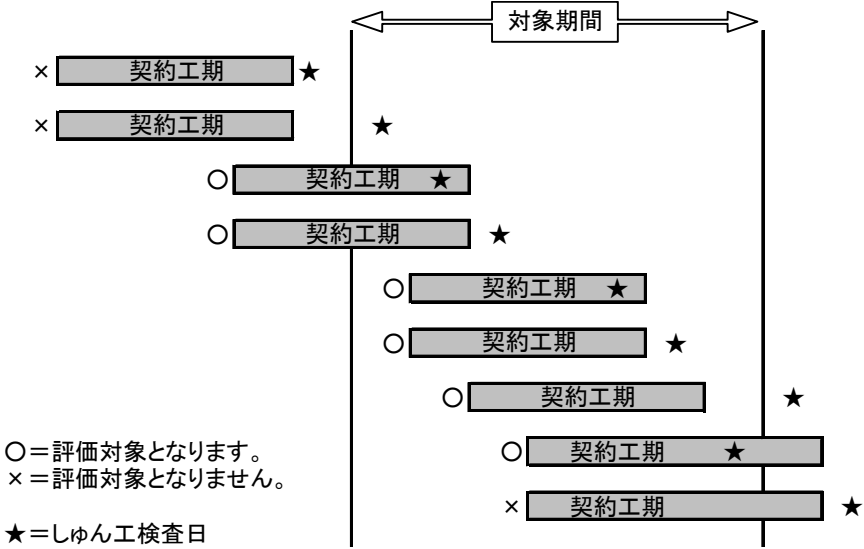
工事成績の評定においてマイナス判定の対象となります。

総合評価方式の申請等に係る留意事項（令和7年度版） R7.4.1

総合評価方式による入札にあたり、書類の不足等による得点漏れが生じないように調書等を作成していただくため、過去の事例をもとに特に確認いただきたい点を取りまとめましたので、提出前に必ず確認してください。

なお、【確認のための資料】は例示であり、必要事項が確認できる書類であれば加点対象としますが、確認できない場合は加点となりませんのでご注意ください。

1 共通項目

項 目	内 容
基準日	申請書等の記載事項に係る基準日は、「公告日」を基本としますが、年度の実績で評価を行う項目がありますので、注意してください。
公共工事	「公共工事」とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」で規定される公共工事を指します。
いわき市発注	「いわき市発注」には、各項目で特に指定する場合を除き、「水道局（水道事業管理者）発注案件」及び「医療センター（病院事業管理者）発注案件」は<u>含みません</u>。
過去〇〇年間	- 公告年度（公告日の属する年度）の前年度を最終年度とする過去〇〇年度及び公告年度の4月1日から公告日までの期間とします。  (例) 令和7年10月1日公告の場合 - 過去15年以内 平成22年4月1日から令和7年10月1日まで - 過去10年以内 平成27年4月1日から令和7年10月1日まで - 過去5年以内 令和2年4月1日から令和7年10月1日まで
施工実績の基準日	- 施工実績は、契約工期末日により判定します。 - ただし、基準日現在で契約工期末日を迎えていない場合で、基準日現在でしゅん工し、しゅん工検査（合格したものに限りです。）を実施済の場合には、しゅん工検査日より判定します。この場合においては、調書に記載する契約工期末日をしゅん工検査日とし、確認書類には、しゅん工検査日が確認できるものを併せて提出してください。  ○ = 評価対象となります。 x = 評価対象となりません。 ★ = しゅん工検査日

評価の対象	・ 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）により入札に参加する場合には、「施工計画」や「技術提案」など共同企業体で評価されるもの以外については、代表者を評価の対象とします。 ・ ただし、「地域貢献（「市内業者活用」を除く。）」に関する項目については、構成員を評価の対象とすることができるものとします。この場合においては、調書記載の実績等は構成員の内容で記載し、確認書類についても構成員の内容で提出してください。
企業の施工実績等	・ 施工実績は、入札参加者が元請として施工した工事に限ります。 ・ 共同企業体での実績については、構成員としての実績であっても評価の対象とします。<u>※共同企業体での実績を申請する場合には、共同企業体の協定書など、共同企業体の構成が確認できる資料も添付してください。</u>
入札参加者	・ 入札参加者とは、入札に直接参加する者であり、基本的に本店又は本社となりますが、いわき市外に本店等を有する事業者において、支店、営業所等が入札に関する権限の委任を受けている場合には、当該支店、営業所等となります。
関係調書	・ 企業の技術力、配置予定技術者の技術力及び地域貢献等に関する調書において、記入されていない項目については、評価を行いません。また、添付された書類で実績等が確認できない場合も同様に評価を行いません。 ・ 評価を求めない項目がある場合においても、全ての調書を提出してください。 ・ <u>調書は、公告の際にホームページへ掲載されたものを使用してください。</u> ・ 入札案件名等が公告に示されたものと異なる場合は、無効となる場合があります。
確認のための資料	・ 評価項目の申請内容については、添付資料により確認しますが、提出された資料に不足があり、申請内容の確認ができない場合には、評価を行いません。 ・ 資料は調書ごとに作成し、対応する調書にステーブル等で留めてください。 ・ いわき市と締結した契約書等を提出する場合は、余白部分に「市の業務担当部署名」を記載してください。 ・ <u>契約書等について、電子契約（押印ではなく電子署名等の方法）により締結したものは、「契約書面」と「契約（合意）締結証明書」の両方を出力して添付してください。</u>（いわき市と締結した電子契約である場合は「契約締結証明書」の提出は不要です。） ・ 個人の「マイナンバーカード」や「健康保険証」を資料として提出する場合、「個人を識別する記号番号」は黒塗りしてください。 ・ 従業員について評価対象となる場合の資料については、「氏名・住所・生年月日・社会保険の資格取得日等」は黒塗りせず、確認できる状態で提出してください。 ・ 「健康保険証」を資料として添付する場合、券面の有効期限または令和7年12月2日以降は証明書として利用できませんのでご注意ください。 ・ 「運転免許証」及び「健康保険証」は住所の証明資料としては使用できません。
入札参加者の名称等の記載	・ 技術評価点の申請に係る関係調書（第2号様式を除く）において、各様式右上に商号又は名称の記載がない場合には、当該調書に係る項目については、評価を行いません。 ・ 共同企業体(JV)において関係調書（第2号様式の2を除く）を作成する際の、各様式に記載する商号又は名称は、工事名を省略した記載であっても可とします。 【例：〇〇〇〇工事△△・□□特定建設共同企業体 → △△・□□特定建設共同企業体 または △△・□□JV】 ※ 調書以外(入札書、工事費内訳明細書など)は、正式な共同企業体名を記載すること。

2 第2号様式（技術評価点申請書）関係 ※共同企業体(JV)の場合は第2号様式の2

項 目	内 容
商号及び名称	・ 申請書に「入札参加者の名称等」の記載がない場合や、「公告日」「入札案件名」の記載が正確でない場合は、入札を無効とします。 ・ <u>申請書の日付は申請書類の提出日を記載してください。（開札日ではありません）</u> ・ 共同企業体により入札参加する場合は、申請者については、共同企業体協定書に記載してある正式な共同企業体名称を記載してください。
資本関係または人的関係の有無	※ P.14の「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」を参照して記入・作成してください。

3 別表1(1)（企業の技術力）及び第3号様式（企業の技術力に関する調書）関係

(1) 共同企業体で参加する場合の留意事項

入札参加形態が共同企業体の場合、**評価の対象は「代表者となる方」のみです。**構成員となる方は評価の対象とはなりません。

(2) 個別評価項目の留意事項

項 目	内 容
「施工実績」 過去15年間の公共工事における同種・類似工事の施工実績の有無	- 過去15年間に施工した公共工事において、同種・類似工事の施工実績がある場合に対象となります。 - 複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種が同種・類似工事に該当する場合に対象となります。 - 調書に記載する工事概要には、同種・類似工事の定義と同じ項目（延長、幅員、<u>施工面積等</u>）を必ず記載してください。 - 施工実績は、元請としての実績に限ります。 - 共同企業体の施工実績については、構成員としての実績であっても評価の対象となります。なお、共同企業体の実績の場合、契約金額に出資比率を乗じて得た額が当該工事の指定された金額以上の場合に加点されます。 - 事業者としての実績を評価しますので、入札参加者以外の同一事業者の本店又は支店、営業所等の実績についても、対象となります。 【確認のための資料】 - 同種・類似工事の要件に該当することが確認できる書類（コリンズの登録内容確認書、契約書、しゅん工図面、施工写真など）の写し - 共同企業体としての施工実績で申請する場合、共同企業体の構成（出資比率等）が確認できる書類（コリンズの登録内容確認書、協定書など）の写し 【加点しない事例】 - 公告で示した同種・類似工事の要件に<u>合致しない</u>工事の施工実績に関する資料が添付されている。 - 添付書類が不足しており、<u>工事内容（面積、施工内容、請負金額、出資比率等）が確認できない</u>。 - 客観的な証明に欠ける書類（請求書や公告の写し等）が添付されている。
「工事成績」 過去5年間のいわき市発注の同工種工事における工事成績評定点の平均点	- 過去5年間に実施した、いわき市発注の同工種工事（公告に示した工種・請負金額）におけるしゅん工検査の工事成績により評価を行います。 - 共同企業体による工事の工事成績評定は、代表者又は構成員に関わらず適用します。 ※ 市の工事検査記録に基づき確認しますので、資料の提出は不要です。
「優良工事表彰」 過去15年間のいわき市発注の指定部門における優良工事表彰の受賞実績の有無	- 過去15年間に、いわき市発注の同工種工事において、優良工事表彰の指定する部門における受賞の実績がある場合に対象となります。 ※ 基準日（公告日）より前に受賞（表彰状に記載された日付）されたものが対象 - 共同企業体による受賞実績は、表彰状に共同企業体名が記載されている場合には、代表者又は構成員に関わらず適用します。構成員の情報が確認できる資料（「JV協定書の写し」や「コリンズの写し」）を添付すること 【確認のための資料】 - 優良工事表彰状の写し ※ 表彰状の写しを添付できない場合は、提出できない理由を記載した申出書（任意書式）を提出すること。 【加点しない事例】 - 受賞した工事の工種が<u>同工種工事でない</u>。

「品質管理」 ISO9001又はJISQ19001の認証取得状況	・ 公告日現在において、ISO9001又はJISQ19001の認証を取得している場合に対象となります。 【確認のための資料】 ・ 認証書の写し 【加点しない事例】 ・ 認証書の有効期限が過ぎている。
「安全管理」 過去10年間に、企業として国又は国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰の受賞実績あり	・ 過去10年間に、<u>国又は国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰</u>において、企業としての受賞実績がある場合に対象となります。 ・ 国又は国が参加している団体が直接実施する表彰を対象としており、国等が後援又は支援する団体が実施する表彰は、対象となりません。 ・ 安全管理表彰とは、<u>工事の施工に関する安全管理に関する表彰</u>であり、交通安全や職場環境向上等の表彰は、対象となりません。 ・ 企業としての実績を評価しますので、監理技術者・主任技術者又は現場代理人の受賞実績は対象となりません。ただし、工事に従事した監理技術者等が受賞した表彰であっても、表彰状に「当該入札参加者の企業名」が記載されている場合は、当該入札参加者の企業としての受賞実績として加点対象とします。 ・ 共同企業体による受賞実績は、表彰状に共同企業体名の記載がある場合には、代表者又は構成員に関わらず適用します。 【確認のための資料】 ・ 安全表彰の写し 【加点しない事例】 ・ 建設業労働災害防止協会など、国又は国が参加している団体以外による表彰 ・ 受賞日（表彰状に記載された日付）が10年より前である。 ・ 受賞内容が<u>工事の施工に関する安全管理</u>と確認できない。
受賞実績がない場合で、建設業労働災害防止協会へ加入している	・ この項目は、上記の項目で評価されなかった場合にのみ対象となります。 ・ <u>公告日現在で、建設業労働災害防止協会へ加入している場合に評価します。</u> 【確認のための資料】 ・ 「建設業労働災害防止協会への加入証」の写し ※ <u>建設業労働災害防止協会への加入証明は、公告年度（公告日の属する年度）内に発行（証明）されたものは有効とします。</u> 【加点しない事例】 ・ 建設業労働災害防止協会への加入証明の日付が、公告年度ではない年度に発行されたものを添付している。
「建設キャリアアップシステム利用」	・ 建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該工事の現場で運用する意思を示した場合に加点されます。 ・ <u>落札者は、この項目において評価された内容について履行義務が生じます。</u> 【確認のための資料】 ・ 登録状況が客観的に確認できる資料（事業者名登録完了のはがきやメール、建設キャリアアップシステムの事業者情報画面を印刷したものなど） ※ 「パスワード」「セキュリティーコード」は黒塗りして提出してください。 【加点しない事例】 ・ 従業員のICカード（キャリアアップカード）の写しのみが添付され、<u>入札参加者の企業としての登録状況</u>が確認できない。 ・ 事業者登録の有効期限が過ぎている。（登録完了月から数えて5年後の月末が期限）

4 別表 1 (2) (配置予定技術者の技術力) 及び第 4 号様式 (配置予定技術者の技術力に関する調書) 関係

※配置予定技術者とする者は、建設業法等に違反しない者としてください。また、調書へ記載（提案）できる人数は 1 名のみです。

項 目	内 容
「施工実績」過去15年間の公共工事における同種・類似工事の施工実績の有無	
主任技術者又は監理技術者としての施工実績	- 配置予定技術者が、過去15年間に主任技術者又は監理技術者として施工した公共工事において、同種・類似工事の施工実績がある場合に対象となります。 - 複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種が同種・類似工事に該当する場合に対象となります。 - 調書に記載する工事概要には、同種・類似工事の定義を満たす内容（延長、幅員、施工面積等）を必ず記載してください。 - 施工実績は、元請としての実績に限りします。 - 共同企業体での主任技術者又は監理技術者としての実績は、代表者又は構成員に関わらず適用します。 - 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象となります。 【確認のための資料】 次の(1)(2)の書類すべて (1) 同種・類似工事の要件に該当することが確認できる書類 (2) 主任技術者又は監理技術者として配置されていたことが確認できる書類（「コリンズの登録内容確認書」や「契約書と現場代理人及び主任技術者等通知書」などの写し）。
現場代理人としての施工実績	- 上記の項目の対象となる場合は、この項目は、対象となりません。 - 配置予定技術者が、過去15年間に指定する資格を有する現場代理人として施工した公共工事において、同種・類似工事の施工実績がある場合に対象となります。 - 複数の工種からなる工事の施工実績については、主たる工種が同種・類似工事に該当する場合に対象となります。 - 調書に記載する工事概要には、同種・類似工事の定義を満たす内容（延長、幅員、施工面積等）を必ず記載してください。 - 施工実績は、元請（共同企業体の場合は「代表者」）としての実績に限りします。 - 現在雇用関係にある企業以外での実績も評価の対象となります。 【確認のための資料】 次の(1)(2)(3)の書類すべて (1) 同種・類似工事の要件に該当することが確認できる書類 (2) 現場代理人として配置されていたことが確認できる書類（「コリンズの登録内容確認書」や「契約書と現場代理人及び主任技術者等通知書」などの写し）。 (3) 現場代理人として配置されていたときに保有していた資格の免状等の写し。 【加点しない事例】 - 指定する資格を保有していた事実が確認できない。 - 指定する資格の取得期日が、実績として申請した工事の着工日より後である。
「保有する資格」	- 公告日現在で、指定する資格を所有している場合に対象となります。 - 指定する資格とは、建設業法第27条第23項の規定に基づく建設業者の経営に関する事項の審査において、1級又は2級の技術者として認められる資格を基本とします（評価の対象となる資格については、工事案件ごとに異なりますので、公告において確認してください。）。 【確認のための資料】 - 保有する資格の免状等の写し。
「資格の保有年数」	公告日現在で、上記資格の保有年数が10年以上の場合に対象となります。（例）令和7年10月1日公告の場合は、平成27年9月30日までに資格取得したもの ※ 上記の「保有する資格」と併せて行うため、確認の資料の提出は不要です。

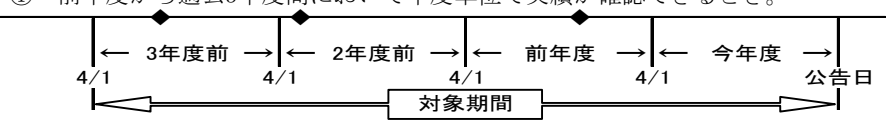
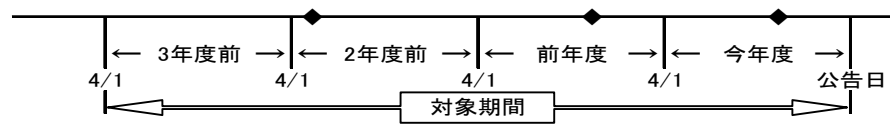
5 別表 1 (3)（地域貢献等）及び第 5 号様式（地域貢献等に関する調書）関係

(1) 共同企業体で参加する場合の留意事項

入札参加形態が共同企業体の場合、代表者又は構成員のどちらでも評価の対象とすることができます。
ただし「市内業者活用」は代表者の方のみを評価の対象といたします。

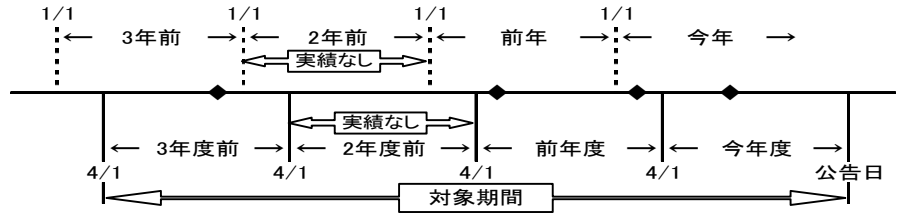
(2) 個別評価項目の留意事項

項 目	内 容
「環境への配慮」	
ISO14001又はJISQ14001認証の取得	・ <u>公告日現在</u>で、ISO14001又はJISQ14001の認証を取得している場合に、対象となります。 【確認のための資料】 ・ 認証書等の写し 【加点しない事例】 ・ 認証書の<u>有効期限が過ぎている</u>。
エコアクション21認証の取得	・ 上記の項目の対象となる場合は、この項目は、<u>対象となりません</u>。 ・ <u>公告日現在</u>で、エコアクション21の認証を取得している場合に、対象となります。 【確認のための資料】 ・ 認証書等の写し 【加点しない事例】 ・ 認証書の<u>有効期限が過ぎている</u>。
「市内業者の活用」	・ 市内業者にあつては当該工事の請負金額の80%以上を、市外業者にあつては当該工事の請負金額の50%以上を、市内業者により施工する意思を示した場合に対象となります。 ・ 下請については、元請と直接契約する1次下請までとし、2次下請（孫請け）以下については、対象となりません。 ・ 資材については、直接購入する企業が市内業者かどうかにより判断することとし、鋼橋工事等における鉄鋼等の材料に関しては、加工した企業が市内業者か市外業者かにより判断します。 ・ 下請又は資材購入先が市外に本店を有する事業者であっても、市内の支店、営業所と下請契約（資材購入）する場合には、市内業者を活用したものとみなします。 ・ <u>落札者は、この項目において評価された内容について履行義務が生じます。</u> ※ 確認のための書類の提出は不要です。
「市内の工事实績」 過去15年間のいわき市内における公共工事の施工実績の有無	・ <u>過去15年間に</u>、いわき市内において「公共工事」の施工実績がある場合に対象となります（いわき市発注の工事に限りません）。 ・ 事業者としての実績を評価するため、入札参加者でない同一事業者の本店又は支店、営業所等の実績も評価の対象となります。 ・ 入札対象工事の同種・類似工事には、限定されません。 【確認のための資料】 ・ 「コリンズの登録内容確認書」等、又は「契約書」の写し

「入札参加者の所在地」	- 入札参加者の本店又は委任先としている支店等の所在地が、いわき市内にある場合に対象となります。 - 入札参加者の所在地は、技術評価点申請書（第2号様式）に記載の住所で判定します（共同企業体については、代表者又は構成員のいずれか有利な方で判定します。）。 「指定区域」とは、次に掲げるいわき市の区域の区分に基づき、入札公告で示す工事場所が存在する区域をいいます。 ア 平地区 イ 小名浜地区 ウ 勿来地区及び田人地区 エ 常磐地区及び遠野地区 オ 内郷地区、好間地区及び三和地区 カ 四倉地区、久之浜地区及び大久地区 キ 小川地区及び川前地区 - 工事場所が複数区域にわたる場合には、指定区域も複数指定するものとします。 ※市の入札参加有資格者名簿で確認するため書類の提出は不要です。
「地域活動」 市内における過去3年以上継続したボランティア活動又は地域づくり活動の実績の有無	- いわき市内において、<u>過去3年以上継続して（※）「ボランティア活動」又は「地域づくり活動」の実績（公共施設の清掃活動や地域の社会福祉活動等）がある場合</u>に対象となります。評価対象は、入札参加者が無償で役務の提供により活動したものとし、金銭・物品等の提供や、会社としてではなく従業員等が個人的に行ったものは評価の対象とはなりません。 ※ 本項目における「過去3年以上継続」とは、年度単位（4月～翌年3月）又は暦年単位（1月～12月）のいずれかの基準で、公告日が含まれる年（年度）から起算して3年（年度）前までの範囲で、<u>年（年度）1回以上の活動実績が、3年（年度）以上連続してある場合</u>とします。 (1) 評価の対象となる場合 ◆＝活動日 ① 前年度から過去3年度間において年度単位で実績が確認できるとき。  ② 今年度から過去3年度間において年度単位で実績が確認できるとき。  ③ 前年から過去3年間にわたり暦年単位で実績が確認できるとき。  ④ 今年から過去3年間にわたり暦年単位で実績が確認できるとき。 

(2) 評価の対象とならない場合

年度又は暦年単位で3年以上継続した実績を確認できないとき。



【確認のための資料】

- ・ 実績を客観的に証明できるもの（新聞記事、公的機関・地元区長・自治会・商店会・法人化された業界団体が発行した証明書や感謝状等）。
- ※ 入札参加者名・活動年月日・活動内容が確認できるものであること。
- ※ 市民総ぐるみ運動などの自治体等が主催する清掃活動等に単体企業として参加し、自治体等へ提出した「実施計画書」及び「実績報告書」の写しを証明書類として提出する場合は、自治体等の収受印・確認印等が押印されているものであること。なお、書類に確認印等がない場合は、「入札参加者が活動している状況を撮影した写真（撮影日があるもの）」も添付すること。
- ※ 「任意団体（グループ企業等で形成される互助団体等、その他有志により結成された団体）」の活動に参加した場合、その任意団体からの参加証明書に加え、任意団体が活動した実績を客観的に証明できるもの（新聞記事等）の写しを添付すること。

【加算しない事例】

- ・ 3年以上継続した活動実績（具体的な活動年月日と活動内容）の確認ができない。（具体的な活動日ではなく「〇〇以降継続して」などといった表現のものは不可）
- ・ 証明資料に発行日または証明日、証明者、証明印等の記載がない。
- ・ 添付された書類が、任意団体が発行したものであるが、任意団体自体が活動した資料が添付されていない。
- ・ 添付された書類に記載されているのがグループ名称（任意団体名称）のみであり、入札参加者名の記載がない。
- ・ 添付された資料が新聞記事でなく、企業やグループ内の会報や特定の者にもみ配布される誌面の写しである。
- ・ 添付された証明書等に証明日・活動年月日・活動内容等が記載されていない。
- ・ 公益性・公共性のない活動である。（事業者が自社のために行う奉仕活動や、営利・見返りを目的とした活動等）。

「次世代育成支援」

福島県次世代育成支援企業認証制度における「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証取得の有無

- ・ 公告日現在で、福島県次世代育成支援企業認証制度における「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合に、対象となります。

【確認のための資料】

- ・ 認証書の写し。
- ※ 認証が決定されたが、認証書が未到着の場合は、決定通知書類の写し（認証日が記載されているものに限る）

いわき市女性活躍推進企業認証制度における認証取得の有無

- ・ 上記の項目の対象となる場合は、この項目は、対象となりません。
- ・ 公告日現在で、いわき市女性活躍推進企業認証制度の認証を取得している場合に対象となります。

【確認のための書類】

- ・ 認証書の写し。
- ※ 認証が決定されたが、認証書が未到着の場合は、決定通知書類の写し（認証日が記載されているものに限る）

「消防団への協力」 いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている。 いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けていないが、いわき市消防団に1年以上加入している者を1名以上雇用している。	・ <u>公告日現在</u>で、いわき市消防団協力事業所表示制度の認証を受けている場合に対象となります。 【確認のための資料】 ・ 表示証の交付書の写し。 【加點しない事例】 ・ 表示証の有効期限が過ぎている。 ・ 上記の項目の対象となる場合は、この項目は、対象となりません。 ・ <u>公告日現在</u>で、<u>1年以上継続して</u>雇用している社員（取締役など役員も含みます。）が、いわき市消防団に1年以上継続して加入している場合に対象となります。 ・ 消防団員とは、いわき市から非常勤特別職地方公務員としての辞令を受けた者で、公告日現在で在職している者としてします。 【確認のための資料】 次の(1)(2)の書類すべて (1) <u>公告日以降に発行された</u>消防団員在職証明書（写し可） (2) 「該当者を1年以上継続雇用していることがわかる書類（雇用保険被保険者証等）」の写し ※ 該当者が取締役など役員の場合は、1年以上継続して会社に在籍していることがわかる書類を添付してください。
「献血への協力」	・ <u>過去2年間</u>に事業所への献血バスの受入れ、地区献血等において事業者として献血協力を行ったこと等により、いわき市内の献血協力事業者となっている場合に対象となります。（事業者の所在地が市内、市外を問わず、いわき市内において献血協力を行った事業者。） ・ 献血事業者については、<u>対象期間内に事業者として5名以上</u>（協力者の人数については、献血を行った人数ではなく、受付を行った人数）の協力をした事業者となります。 【確認のための資料】 ・ 「献血協力事業者表彰状」の写し、又は献血への協力実績（受付人数等）を客観的に確認できる書類（いわき赤十字血液センターの献血実施報告書）。 【加點しない事例】 ・ 献血の協力実績の有無は確認できるが、<u>受付人数が確認できない</u>。 ・ 添付された証明書が、血液センターが発行したものではない。 ・ 公告日以降の実績である。 ・ 入札参加者の協力実績を証するものでない。（従業員個人に対するものである）
「市県民税の特別徴収」 いわき市民を雇用している場合において、その者に対する市県民税の特別徴収の実施	・ <u>公告日現在</u>で、いわき市民を雇用している事業者が、その者に対していわき市が課税する市県民税の特別徴収を行っている場合に対象となります。 ・ いわき市民を雇用していない場合は、対象となりません。 【確認のための資料】 ・ <u>いわき市の「市民税特別徴収税額の決定通知書等」</u>の写し ※ 公告日現在で最新の通知書であること。（過年度の通知書等は不可） ※ 入札参加者の名称・所在地、特別徴収額の合計、課税人員数、課税年度等が確認できる状態であること。 ※ 個人の「住所（町名以降）」「課税額」については黒塗りしてください。

「雇用状況」 次のア～ウのうち、2項目までを評価の対象とします。 (3項目すべてに該当する場合でも、そのうち2項目を選択して記載してください。) ア 法定義務のある企業にあつては法定雇用率以上の障がい者雇用が、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用があること。	- 公告日現在で、次の①②いずれかに該当する場合に対象となります。 ① 法定義務のある企業において法定雇用率以上の障がい者雇用がある場合 【確認のための書類】 「公共職業安定所に提出している障がい者雇用状況報告書」の写し。 - 障害者雇用状況報告を電子申請手続により行った場合は、「障害者雇用状況報告書」と「厚生労働省からのお知らせ」メッセージの写し（障害者雇用状況報告書の電子申請がなされ、審査が完了した旨が記載されたもの）。 ※ 障害者雇用状況報告書の「実雇用率」が法定雇用率を達成していない状況であっても、「身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」が0人（不足数なし）の状況であれば、法定義務を達成していると判断します。 ※ 法定義務の有無及び法定雇用率については、厚生労働省のホームページ等で確認してください。 【加算しない事例】 - 法定雇用率を達成していることが確認できない。 ② 法定義務のない事業者において、障がい者の雇用がある場合 【確認のための資料】 次の(1)(2)の書類（両方必要） (1)「障がい者手帳」の写し (2)「雇用の状況がわかる書類(雇用保険被保険者証等)」の写し 【加算しない事例】 - 障がい者の雇用が確認できない。
イ いわき市内において過去1年以内に新卒者又は離職者を1名以上雇用（正規雇用）していること。	- 過去1年以内に新卒者又は離職者（非自発的失業者）を正規の従業員（社会保険加入者）として雇用した場合に対象となります。 (※非自発的失業者とは雇用保険受給資格者証の離職理由欄の番号が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかに該当する方です。) - 新卒者及び離職者は、いわき市内に居住する者（雇用の結果、いわき市内に居住することになった者も含みます。）が対象となります。 - アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員は、対象となりません。 - 従事する職種は、問いません（事務職又は技術職ともに対象となります。）。) - 評価対象となる新卒者は、公告年度の前年度の4月1日以降に高等学校、大学、専門学校を卒業又は中退した者としします。 - 評価対象となる離職者は、公告年度の前年度の4月1日以降に会社都合により離職した者（アルバイト、パートタイマー、日雇い、派遣社員であった者も含みます。）で、次の条件をすべて満たす者としします。 ① 離職の日から現在の企業に雇用されるまで1箇月間以上の期間がある。 ② 現在の企業に雇用された時点で65歳未満である。 - 離職者の雇用において、自社で解雇した社員等を再雇用した場合や、関連会社間での人事異動に伴う解雇・雇用は、評価の対象となりません。 【確認のための資料】 ● 新卒者を雇用した場合 次の(1)～(3)の書類全て (1) 「該当者が新卒者であることが確認できる書類（卒業証書等）」 (2) 「該当者を1年以内に正規社員として雇用したことが確認できる書類（健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書）」の写し (3) 該当者がいわき市民であること又はいわき市に居住していることが確認できる書類（住民票の写し、マイナンバーカードの写し、該当者名義の光熱水費の請求書、行政区長が発行する居住証明書 等）の写し

	● <u>離職者(非自発的失業者)を雇用した場合</u> 次の(4)～(6)の書類全て (4) 該当者が離職者(非自発的失業者)であることが確認できる書類（雇用保険受給資格者証又は解雇通知書）の写し (5) 「該当者を1年以内に正規社員として雇用したことが確認できる書類（健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書）」の写し (6) 該当者がいわき市民であること又はいわき市に居住していることが確認できる書類（住民票の写し、マイナンバーカードの写し、該当者名義の光熱水費の請求書、行政区長が発行する居住証明書 等）の写し 【加点しない事例】 ・ 雇用した従業員が<u>いわき市民ではない</u>。 ・ 雇用した従業員が<u>いわき市に居住していることが確認できる書類</u>が添付されていない。 ・ 雇用した従業員の<u>離職の事実及び離職年月日</u>が確認できる書類が添付されていない。 ・ 雇用した従業員（離職者）の離職理由が「会社都合」によるものではない。 ・ 雇用した従業員（離職者）の<u>離職期間が1箇月未満</u>である。
ウ いわき市内における従業員数（正規雇用）が1年前より1名以上増えていること。	・ 公告日を基準として、いわき市内に在住する正規雇用の従業員（社会保険に加入している65歳未満の者）が1年前より増えている場合に対象となります。 ・ アルバイト、パートタイマー、日雇い労働者、派遣社員は、対象となりません。 ・ 従事する職種は、問いません（事務職及び技術職ともに対象となります）。 【確認のための資料】 次の(1)(2)(3)の書類全て (1) <u>公告日と1年前</u>の正規雇用の従業員数(社会保険加入者)がそれぞれ確認できる書類（「<u>社員名簿</u>(従業員氏名・採用年月日・生年月日・年齢・住所・社会保険加入の有無が記載されていること。書式は任意のもので可)」または「<u>健康保険・厚生年金保険資格標準報酬決定通知書</u>」等）の写し。 ※ 書類は、公告日現在と、公告日の1年前現在のそれぞれ提出すること。 (2) <u>新たに雇用した者</u>が社会保険に加入していることが確認できる書類（社会保険被保険者証 等）の写し。 (3) <u>新たに雇用した者</u>がいわき市民であること 又は いわき市に居住していることが確認できる書類（住民票の写し、マイナンバーカードの写し、該当者名義の光熱水費の請求書、行政区長が発行する居住証明書 等）の写し 【加点しない事例】 ・ 新たに雇用した従業員が<u>いわき市民ではない</u>。 ・ 新たに雇用した従業員が<u>いわき市に居住していることが確認できる書類</u>が添付されていない。 ・ 新たに雇用した従業員が<u>社会保険に加入していることが確認できない</u>。 ・ 社員名簿、健康保険・厚生年金保険資格標準報酬決定通知書等が1年分しか添付されておらず、公告日と1年前の増減の確認ができない。

「災害時の協力」（次のいずれかに該当する場合） ア いわき市内で過去３年間に災害時の出動実績があること。	・ <u>過去３年間に</u>災害時の出動実績がある場合に対象となります。 ・ 災害時の出動実績とは、国・福島県・いわき市（水道局・医療センターを含む）のいずれかが、自然災害発生時（大雨・洪水等の気象警報や水防警報の発表時を含む）に発注（要請）した、土のう積み、水防活動、倒木・落石・土砂・がれき等の撤去、公共施設の緊急修繕や、維持補修業務委託等に基づく災害発生時の巡回パトロールなど、<u>入札参加者が事業者として受注した災害の応急復旧業務をいい、災害協定に基づかない実績も対象となります。</u>（ボランティア活動は対象外） 【確認のための資料】（次の(1) (2)の書類全て） (1) 「契約書」の写し または 発注者からの「出動依頼書類（発注書・指示書・依頼書・要請書 等）」の写し ※ <u>災害時の対応であることが記載されていること。</u>（仕様書等にその旨記載されている場合は、仕様書等の写しも添付すること。ただし、(2)の書類で災害対応である事実が確認できる場合は、(1)の書類に記載されていなくとも可） ※ 出動依頼書類について、発注者の公印等の押印が省略されている場合は、発注者側の事務担当者（または責任者）の所属・名前・連絡先等が記載されていること。 ※ 出動依頼書類について、電子メール等による出動依頼であっても、出動依頼書類としての要件（上記注意事項を含む）が具備されていれば可とする。（送信者・受信者・件名・受信日時等の情報と本文が表示されたものを印刷して添付すること） (2) 作業完了後に発注者へ提出した「完了報告書類」の写し、または 発注者が交付した「完了確認書類（通知書等）」の写し ※ <u>作業期間、完了日が確認できること。</u> ※ <u>作業内容は「災害時による活動」であることが記載されていること。</u>（記載されていない場合は、完了した作業内容が災害時の出動実績であることがわかる書類や入札参加者が活動中の写真（作業内容・撮影日の記載があるもの）等も添付すること。ただし、(1)の書類で災害対応である事実が確認できる場合は、(2)の提出書類には当該事実が記載されていなくとも可。 ※ 「災害応援協定」を市と締結している団体もとに発注者から業務を請け、発注者へ業務完了報告書類を提出、または業務完了通知を受けている場合は、「(2)の提出書類」に加えて「<u>入札参加者が活動したことがわかる書類</u>」及び「<u>入札参加者が、作業当時に団体へ加入していたことが確認できる証明書類</u>」を提出すること。 【加点しない事例】 ・ 災害対応であることが確認できない。（作業内容が確認できない） ・ 発注者が不明である。 ・ 公告日時点で完了していない。 ・ 契約日又は出動要請日が過去３年間より前である。
イ いわき市内が協定の範囲に含まれている災害時の<u>応援協定</u>をいわき市と締結していること。	・ <u>公告日現在で、入札参加者（入札参加者が所属する団体を含む）が、いわき市（水道局・医療センターを含む）と災害時の応援協定を締結している場合に対象となります。</u> ・ 国・県や民間団体（自治会等を含む）と締結した協定は、対象となりません。 【確認のための資料】 ・ いわき市と締結している協定書の写し。 ※ 所属する団体が応援協定を締結している場合は、<u>当該団体に入札参加者が加入していることが確認できる書類（所属団体が発行した証明等）を添付すること。</u> ※ 所属団体から発行された証明書の発行日が、<u>公告年度（公告日の属する年度）内に発行されたものは有効</u>とします。なお、当該証明書は写しでも可とします。

	【加点しない事例】 ・ <u>協定書の写しが添付されていない。</u> ・ 協定内容に災害発生時の対応について記載がない。 ・ 添付された協定書の有効期限が切れている。 ・ いわき市と団体が災害時の応援協定を締結している場合で、<u>当該団体に入札参加者が加入していることが確認できる書類が添付されていない。</u> ・ 所属団体から発行された証明書が、公告年度内に発行されたものでない。 ・ 所属団体から発行された証明書に<u>発行(証明)日・入札参加者名が記載されていない。</u>
「維持補修等の実績」 いわき市発注の維持補修業務等の実績について、次の項いずれかに該当する場合 ア 道路維持補修業務若しくは下水道管路施設修繕を受注し、履行した。 イ 除雪業務を受注した。	・ <u>過去5年間に、いわき市発注の道路維持補修若しくは下水道管路施設修繕を履行し、又は除雪契約を受注した実績がある場合に対象となります。</u> ・ 対象となる業務等については、<u>時間帯を問わず随時緊急な対応が必要である業務等</u>とします。(契約書の案件名に「緊急」「応急」「スピード処理」「維持補修」「修繕」とあっても、<u>計画的に施工できる内容のものは対象となりません。</u> ・ 評価の対象となる案件は、「ア」については、契約末日が基準日（公告日）より前であるもの、「イ」については、契約日が基準日（公告日）より前である案件とします。ただし、「ア」について、契約末日より前に時間帯を問わず随時緊急な対応が必要である業務を一部完了したと確認できる場合は対象とします。 【確認のための資料】 ・ 契約書の写し ※ 「ア」について、<u>業務等の内容が時間帯を問わず随時緊急な対応が必要である事が確認できること。</u>仕様書等にその旨の記載がある場合は、契約書に加えて仕様書等の写しも添付すること。 ※ 「ア」について、契約末日より前に時間帯を問わず随時緊急な対応が必要である業務を一部完了した場合は、その作業完了後に発注者へ提出した「完了報告書類」の写し、または 発注者が交付した「完了確認書類（通知書等）」の写しも契約書と一緒に提出すること。 【加点しない事例】 ・ いわき市発注の案件ではない。(国・県発注案件は対象外) ・ <u>計画的に施工できる工事等である。(契約書等で時間帯を問わず随時緊急な対応を要することが確認できない)</u>
「健康経営」 ふくしま健康経営優良事業所の認定取得	・ 協会けんぽ又は土健保加入の健康事業所宣言を行った事業所において、福島県の審査により、「ふくしま健康経営優良事業所」と<u>認定された事業所が対象となります。</u> 【確認のための資料】 ・ 認証状の写し ※ 認証が決定されたが、認証書が未到着の場合は、決定通知書類の写し（認定日が記載されているものに限る） 【加点しない事例】 ・ 基準日（公告日）時点で認定通知又は認証状の有効期限（発行日から2年間）外である。 ・ 「健康事業所」の「宣言書」のみが添付されている。

6 別表 1 (4) (品質確保等の確実性) 及び第 6 号様式 (施工計画に関する調書)

項 目	内 容
記載内容等	・ 施工計画は、<u>公告日現在で最新の共通仕様書、設計基準及び積算基準に定める内容を遵守し作成してください。</u> ・ 施工計画については、A 4 判用紙 2 枚に収まるように記載してください。ただし、工期が複数年度にわたる場合は、「施工計画に関する調書 (1/2)」(1 工程計画) を必要月数に応じた枚数に変更してもかまいません。 ・ 同一様式内であれば、各項目の記載欄の幅等については、変更してもかまいません。 ・ <u>落札者は、この項目において評価された内容について履行義務が生じます。</u> ・ 工事着工日は開札日の 7 平日後を想定して作成してください。契約に際し「市議会の議決を要する案件」については、開札日から起算して 3 か月後の月の 1 日を着工日と想定して作成してください。 ただし、入札公告文(公告時に公開する設計図書等を含む)や、公告後の設計図書に関する質問に対する回答などで、<u>発注者から特に指定がある場合は、指定された日を工事着工日として作成してください。</u> なお、実際の着工日は、入札の執行状況及び議会の開催日程等により前後しますので、ご承知おきください。 ※ 確認のための書類の添付は不要です。

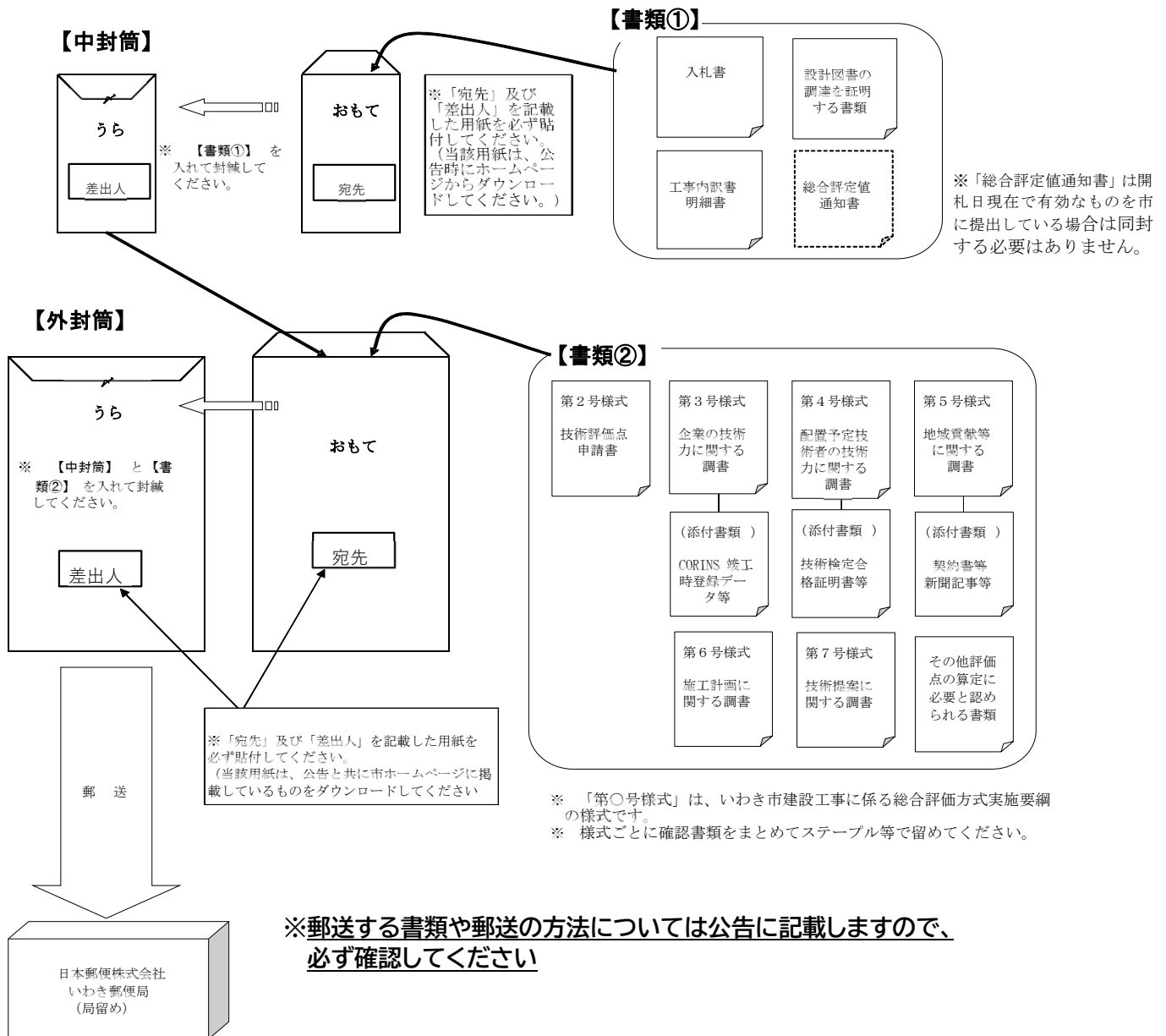
7 別表 2 (5) (技術提案) 及び第 7 号様式 (技術提案に関する調書) 関係

項 目	内 容
記載内容等	・ 技術提案は、<u>公告日現在で最新の共通仕様書、設計基準及び積算基準に定める内容を遵守し作成してください。</u> ・ 技術提案については、A 4 判用紙 1 枚に収まるように記載してください。 ・ 必要に応じ、A 3 判までの図面 (片面刷り) 1 枚に限り、資料としての添付を認めます。 ・ 各項目の記載欄の幅等については、変更してもかまいません。 ・ <u>落札者は、この項目において評価された内容について履行義務が生じます。</u> 【利用条件について】 ・ 排他的権利を含む提案である場合は、利用条件、留意事項、新たに遵守しなければならない関係諸法令とその対応について記載してください。 ・ <u>排他的権利を含まない提案の場合は、当該欄は空欄でもかまいません。</u>

入札参加に係る郵送手続について

※ 通常の一般競争入札と総合評価方式では、次のような違いがあります。

- 1 入札書のほか、評価に関する書類も併せて郵送していただく必要があります。
- 2 郵送時には、入札書等（ 下図の **【書類①】** ）は **【中封筒】** に、当該 **【中封筒】** と技術評価点申請書等（ 下図の **【書類②】** ）は **【外封筒】** に入れてください。



次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- 1 **【中封筒】** を **【外封筒】** に封入せず、別々に郵送した入札
- 2 **【中封筒】** 又は **【外封筒】** に、宛先及び差出人の表示がない入札
- 3 **【中封筒】** 又は **【外封筒】** に、入札担当課が開封を執行する時限までに開封されている痕跡が認められる入札
- 4 **【中封筒】** 又は **【外封筒】** に入れるべき書類が、公告に指定するとおりに封入されていない入札
- 5 その他市長が指定した事項に違反した入札

総合評価方式について寄せられた質問への回答

【総合評価全般】

Q 1 総合評価のための書類(技術評価点申請書等)は、PDF 形式以外で提供してもらえますか？

A 1 市ホームページ内の「トップページ」→「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「一般競争入札」→「いわき市一般競争入札情報」中の各工事案件の「関係ファイル」の一覧から、Microsoft Word 形式の技術評価点申請書類(各調書を含む。)をダウンロードすることができますので、そちらを使用してください。

Q 2 3 件の工事に入札書等を郵送しましたが、開札時刻が 1 番目の工事を落札した場合に、2 番目以降の工事については入札辞退をできますか？

A 2 入札辞退をしたい案件の開札時間までに入札辞退届を提出していただければ、入札を辞退することができます(従来の郵便入札による一般競争入札と同様)。

Q 3 会社が合併している場合に、合併前の実績は、評価の対象となりますか？

A 3 評価の対象となります。この場合においては、コリンズの竣工時カルテ等のほか、合併契約書など合併の事実が確認できる書類を添付してください。

Q 4 施工計画に関する調書(第 6 号様式)及び技術提案に関する調書(第 7 号様式)について、記入する文字の大きさ及び文字数に制限はありますか？

A 4 一般的に読める文字の大きさで、各調書内に収まるのであれば、特に制限はありません。

【配置予定技術者関係】

Q 1 配置予定技術者の実績について、コリンズ登録していない工事での実績がある場合には、どのような書類を添付すればよいですか？

A 1 調書記載工事の「契約書」、「施工図面等」及び「現場代理人及び主任技術者等通知書等」の写しを添付してください。

Q 2 1 人の技術者を配置予定技術者として複数の工事に申請することは可能ですか？

A 2 可能です。

Q 3 1 人の技術者を配置予定技術者として複数の工事に申請し、複数の工事を落札した場合で、かつ、すべての工事又は一方の工事について、建設業法や公告等により技術者の専任性が求められるものであるときは、すべての工事について契約を締結することはできますか？

A 3 建設業法や公告等に違反することが明らかな場合は、契約を締結することはできません。
なお、**落札者決定後、契約が締結できない場合は、指名停止等の措置の対象となります**ので、不明な点がある場合には、事前に十分御確認ください。

Q 4 配置予定技術者の実績について、実績として申請しようとする工事において技術者を変更している場合には、変更前と変更後のいずれの技術者の実績が認められますか？

A 4 変更前及び変更後の技術者について、いずれも実績として認めますが、「コリンズの竣工時工事カルテ」、又は調書記載工事の「契約書」、「施工図面等」及び「現場代理人及び主任技術者等通知書等」の写しにより確認することが必要です。

【地域貢献等関係】

Q 1 ボランティア活動の実績を証明する書類として「新聞記事」とありますが、当該記事に当該活動に参加したものの自社の商号又は名称が記載されていない場合には、評価点が付与されるのでしょうか？

A 1 申請者の商号又は名称が確認できない新聞記事だけの添付では実績として認められませんが、当該記事と併せて当該記事に記載の団体が作成・証明した実施案内や参加者名簿等の添付により、申請者の活動の事実が確認できれば、実績として認めます。

なお、当該記事に記載の団体が作成した実施案内や参加者名簿等の添付がない場合は、当該団体等により、当該記事に記載の活動に参加したことを証明する書類が添付された場合にのみ、実績として認めます。

Q 2 道路維持補修、下水道施設修繕、除雪契約とは、どのような契約が対象となりますか？

A 2 **24時間緊急に対応することを求められる工事等を対象**としており、計画的に履行ができる内容の契約については、対象外となります。

Q 3 「献血への協力」という評価項目の具体的な評価基準は、どのようなものですか？

A 3 公告日を基準として過去2年間に、いわき市内の献血協力事業者となっていることです。

Q 4 献血協力事業者とは、どのような事業者ですか？

A 4 福島県いわき赤十字血液センターが認定する事業者であり、次のいずれかに該当する事業者が認定されています。

ア 公告年度又は前年度に、献血バスの駐車スペースを提供し、かつ献血に5名以上(※)の協力をした事業者

イ 公告年度又は前年度に、地区献血(献血バス)、街頭献血及び団体献血の活動中、事前に申込をし、事業者として5名以上(※)の協力をした事業者

(※ 協力者の人数については、献血を行った人数ではなく、受付を行った人数。)

ウ 献血協力事業者表彰状を授与されている事業者

Q 5 献血協力事業者である証明として、どのような書類を提出すればよいのですか？

A 5 次のいずれかの書類であり、写しでも可です。

ア 福島県いわき赤十字血液センター発行の証明書

イ 献血協力事業者表彰状

※ その他、地域貢献等関係についての質問や不備があった内容について、留意事項に反映していますので、よくご確認ください。

【工事費内訳明細書関係】

Q 1 内訳書の様式は、任意に作成するのですか？

A 1 いわき市指定の様式となります。

様式については、市ホームページ内の「トップページ」→「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「一般競争入札」→「いわき市一般競争入札情報」中の各工事案件の「関係ファイル」の一覧からダウンロードできます。

Q 2 工事費合計額には、消費税及び地方消費税分を計上しなければなりませんか？

A 2 入札金額については、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載することとなっています。

工事費合計額は、この契約希望金額に相当する金額であり、入札金額の根拠となる金額ですので、必ず消費税及び地方消費税相当額を計上した金額を記載してください。